

呼吸器外科ロボット支援手術プロクター認定制度施行細則

■ 第1章 業務の遂行

第1条

本制度及び本制度部会に関わる事務業務は、日本呼吸器外科学会事務局が行う。

第2条

日本呼吸器外科学会が主催するロボット支援手術プロクター教育セミナーについては、本制度部会が企画・実施する。

■ 第2章 会計

第3条

本制度運営に関わる収入・支出費用については、日本呼吸器外科学会において一般会計として運用する。

第4条

本制度によるプロクター認定申請料（審査料）を5,000円とする。

第5条

本制度によるプロクター認定更新料（審査料）を5,000円とする。

付則

本細則は、本制度部会の提議に基づき、学会理事会の議を経て改訂するものとする。